

08/12/10 第 13 回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会議事録

第13回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会議事録

日時：平成20年12月10日(水)
15:30～17:30
場所：中央合同庁舎第5号館6階
共用第8会議室

- 1 開
2 議
（１） 諮問及び審議
クリーニング業、すし店営業の振興指針の改正について
（２） その他
3 閉

(事務局)
厚生労働省健康局生活衛生課組合振興係
担当：小嶋・堀
電話：０３－５２５３－１１１１（内線２４３９）

○久保田補佐、定刻になりましたので、ただいまから、第13回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を開催させていただきます。

本日は、鶴飼委員、土門委員、加来委員、原委員、松田委員、安田委員、吉森委員と、当初出席連絡を受けておられますが、今日体調がすぐれないということで、相澤委員の欠席の連

当分科会には、委員総数23名でございます。現在、出席者は15名で過半数に達しておりますので、厚生科学審議会令第7条第1項の規定により、本日の会議が成立いたしますことを御報告申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、上田健康局長よりごあいさつ申し上げます。

○上田局長　御紹介いただきました、健康局長の上田でございます。

今日は12月ということで、年の瀬も迫り、皆さん方には大変お忙しい中、お集まりいただき

[illegible]

○久保田補佐　ありがとうございました。
皆様には誠に申し訳ございませんが、上田局長は所用のため、ここで退席させていただきますことを御承願したいと思います。

○上田局長 失礼いたします。

(上田局長退席)

○久保田補佐 続きまして、前回も委員の方は御紹介させていただきましたが、前回御欠席の方もおられますので、改めて本日御出席の委員の皆様を紹介させていただきたいと思います。また、本日来られております意見聴取人の方の紹介もさせていただきます。

本日は欠席でございます。

井上耐子様は、元はと中しよしたように、相澤委員の席ですが、
全国地域婦人団体連絡協議会理事の井上耐子様でございます。

主全国地理区域婦人団体連合会の理事の幹事長の代表として、いよう。ございます。

全日本消費生活者協会の長見萬里野様でございます。

[illegible]

横濱国立大学の先生で、協会の副会長の新様でございます。

社会法人全国生活衛生同業組合中央会専務理事の小宮山健彦様でございます。

城西国際大学経営情報学部教授の佐藤和代様でございます。

全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会理事長の高橋元彰様でございます

早稲田大学常任理事の田山輝明様でございます。

全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会会長の濱田康喜様でございます。

株式会社日本政策金融公庫常務取締役の中村吉夫様でございます。

全国料理業生活衛生同業組合連合会会長の藤野雅彦様でございます。

主婦連合会会長の山根香織様でございます。

続きまして、本日意見聴取人として来られた方を紹介させていただきます。

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会会長の青山亨様でございます。

全日本学生生活衛生同業組合連合会会長の山縣正様でございます。さきほど、

財団法人全国生活衛生営業指導センター指導調査部長の柴崎義雄様でござい

以上、今日出席の委員の皆様と意見聴取人を紹介させていただきました。

続きまして、資料の確認を行います。

まず、本日の会議次第、座席表、委員名簿、意見聴取人名簿の4枚の資料を配付資料といたしまして、資料1～10までグループで開かれたものを配付

配付資料といたしまして、資料1～10までクリップで閉じたものを配付させていただきます。これはすべて通し番号になっております。

ります。これはすべて通し番号になっております。ペー
1 ペー ジが 資料 1 として 諮問書 の 写し で ございます

1ページが、資料1として、諮問書の与してございます。
2ページが、資料2として、付議書でございまして

2 ページが、資料 2 として、付議書でございます。

3 ページから資料 3 として、生涯衛生関係営業の運営の適正化及び振興

3ヘ一ツから、資料3として、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興
 今回の振興指針に、関係する部分を抜粋したもので、2枚でございます。

今回の振興指針に、関係する部分を抜粋したもので、2枚とします。
5ページから資料4として「振興指針及び振興計画のあらまし」であり

5ページから、資料4として「振興指針及び振興計画のあらまし」であり

資料4までは、前回の分科会と同じ資料を使わせていただいております。
7ページから、資料5として「理容業振興指針」の前回分科会の意見を踏まえた修正文でございます。修正箇所は赤字で印刷しております。
18ページから、資料6として「美容業振興指針」の前回分科会の意見を踏まえた修正文でございます。
29ページから、資料7として「興行場営業振興指針」の前回分科会の意見を踏まえた修正文でございます。
38ページから、資料8として、今日御議論いただきます「クリーニング業の振興指針の概要」と「クリーニング業振興指針（事務局最終案）」と「〇 クリーニング業の振興指針の新旧対照表」でございます。
65ページから、資料9として、今日御議論いただきます「すし店営業の振興指針の概要」と「すし店営業振興指針（事務局最終案）」と「〇 一般飲食業（すし店営業）の振興指針の新旧対照表」でございます。
95ページから、資料10として、本日審議予定のクリーニング業とすし店営業の統計資料を付けております。
資料は、以上のとおりでございます。
続きまして、参考資料として、1～7までを別にクリップでとじております。この内容としましては、今回の振興指針の改正の参考になる資料を添付させていただいております。資料等の漏れがありまして、お申し出いただきたいと思っております。
それでは、以降の議事進行につきましては、井原分科会長、よろしくお願いいたします。
○井原分科会長 それでは、私の方から進行させていただきます。
まず、本日の審議に入りたいと思います。
まず、前回の分科会におきまして、修正点が幾つか出ておりますが、この点を事務局から説明していただきます。それに対する質疑を行いまして、その後でクリーニング業、すし店営業の2業種につきまして、審議をしたいと思います。
事務局から、2業種の振興指針の概要を説明いただきまして、その後でクリーニング業、すし店営業の順に、質疑を行いたいと思います。
それでは、事務局から説明をよろしく願います。
○久保田補佐 それでは、前回分科会の議論を踏まえての修正ということで、7ページの資料5「理容業振興指針（事務局最終案修正）」として、前回分科会の意見を踏まえて修正しております。修正した部分は赤字で示しております。
まず、9ページです。真ん中辺りです。前回の案では「原油をはじめ原材料価格の高騰や世界的な金融危機に伴う経済状況の変化」と書かせていただいておりますけれども、最近原油の値が下がって、元に戻りつつあるということ、原油のことは余り入れないのではないかとという意見がございまして、「原材料価格の高騰や世界的な金融危機等に伴う経済状況の変化が予想される」と修正させていただきました。
次に10ページです。理容業のところ、きょうの問題になったわけでは不是けれども、後ほど説明いたします。美容業の振興指針のところ、東京、都の相談件数が年々非常に増えているという実態を把握し、また、その年齢層が大体小学校の低学年以下、保育園児とか幼稚園児の相談件数が非常に増えているというところもございまして、相談件数が増えているという実態があることがわかりました。特に理容業の美容師は、美容師の件数が増えているというわけでは不是けれども、美容の方でアタマジラミの件を付け加えました。理容業も美容も同じように、並びの言葉の表現は同じようにした方がいいのではないかと、理容の方でも文章を変えさせていただきました。
「また、最近、小学校低学年以下の児童を中心にアタマジラミ等の流行の兆しがあることも留意することが必要である」と修正させていただきました。
16ページの「第三 営業の振興に際して配慮すべき事項」の「また」以降にある育児支援の関係で「従業員の育児サービスの利用の支援」となっていたのですが、育児サービスの利用に特化しない、育児休暇をとるなどの育児支援もあるということ、その辺のことも含まれるような表現に変えた方がいいのではないかと、「従業員の育児支援」と修正させていただきました。
以上、理容業の修正でございます。
続きまして、美容業の振興指針の修正ということで、18ページ以降に美容業の振興指針の修正案を付けさせていただきます。
20ページですが、先ほど理容業で説明しましたように原油の問題の話で、同じように修正させていただきました。
21ページのアタマジラミのところも、先ほど説明しましたように、相談件数が増えているという実態があることを踏まえて、この文章を追加させていただきました。
24ページ「（五）表示の適正化と苦情の適切な処理に関する事項」のところで「営業者は、店外など利用者の見やすい場所にメニューと料金を明示すべきである」としていただいておりますけれども、理容業の書きぶりという違いで、理容業の書きぶりと同じ「サービス」との料金とした方がいいのではないかと、意見がございまして、「サービス」という言葉を追加させていただきました。
28ページも、先ほどの理容業と同じように、育児支援のところの書きぶりを修正させていただきました。
続きまして、29ページからは、興行場営業の振興指針の修正案です。
30ページの下の方に、テレビ番組との連携はどのようなものかという御指摘がございました。実際、テレビ番組との連携で話題作があるのは事実ということで「テレビ番組と連携した話題作もあった」で切らせていただきまして、その後の今後のところは削除させていただきました。
32ページは、消防法等の関係法令を踏まえてということ、委員の方から、従業員の安全教育の徹底のことを入れた方がいいのではないかと、御指摘がございました。ですので「非常口表示等を講じ、従業員の安全教育の徹底を図るとともに」という表現に修正しまして、追加させていただきました。
以上、理容業、美容業、興行場営業の前回の審議会を経ての修正でございます。
○井原分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの3業種の修正につきまして、何か御意見があれば、お願いいたします。これでよろしゅうございますでしょうか。
（「異議なし」と声あり）
○井原分科会長 それでは、異議もないようでございますので、振興指針の改正につきましては、事務局案のとおり、この分科会で議決することにしたいと思います。

引き続き、クリーニング業、すし店営業の振興指針の事務局案の説明をお願いいたします。
○久保田補佐 それでは、私から、クリーニング業、すし店営業の振興指針の概要を説明させていただきます。

その前に、前回の分科会でもお話ししましたが、今回の振興指針の改正の考え方でありますけれども、平成14年8月に、今日も御出席いただいております原田先生を座長にしまして、生活衛生関係営業の振興指針の見直しについての考え方をとりまとめまして、それに基づいて、順次改正させていただいております。今回もそれに基づいて改正しておりますので、その点を御了承願いたいと思います。

それでは、クリーニング業の事務局案について説明させていただきます。
11月27日の第12回分科会でも、理容業、美容業、興行場営業の振興指針の改正について説明させていただきましたので、そこと重複する部分もあると思いますが、改めて説明させていただきます。

まず、51ページの「○ クリーニング業の振興指針の新旧対照表」を見ていただきたいと思います。

今回、目次を追加させていただいております。これは昨年の分科会で出た意見で、昨年の食鳥肉の振興指針から目次を付けておりまして、今回の5業種の振興指針にも目次を追加させていただいております。

51～52ページにかけて前文を書いておりますけれども、これは最近の振興指針の書きぶり調整して、同じような書きぶりに変えさせていただいております。

前文の最後に「また以降を追加させていただいておりますが、今後、指針を積極的に活用することにより、国民生活の向上を図るということを新たに追加させていただいております。

52～53ページ、ジのクリーニング業を取り巻く環境のところでございまして。今回、施設数及び従事クリーニング師数を追加させていただきまして、5年間の推移がわかるようにしました。施設数等が減少しているという背景には、家庭用洗濯機の進歩、コインランドリーの普及、大規模チェーン店の参入を挙げさせていただいております。

また、新素材の開発により、衣類の多様化、それに伴う苦情が増加しているとか、環境規制が強化されている、原材料価格の上昇により、業界は厳しい状況にあるということに記載させていただいております。

53～54ページにかけて、今後5年間の営業の振興の目標に関する事項ですが、基本的には前回の内容から大幅な変更はないのですので、競争の激化や原材料価格の上昇の中でも経営方針を明確化するとともに、利用者に立場に立ったサービスの見直しや共同事業の積極的な活用により、経営の効率化に努めるとともに、積極的に環境保全対策を図ることが重要であると記載しております。

54～55ページにかけて、営業者が取り組むべき事項のところで、日常の衛生管理に関する事項では、感染症の発生状況のところで、感染症の例示といたしまして、以前はO157という病名を書かせていただいていたんですけれども、最近問題になっていきますセレウス菌とかノロウイルスの例示に変えさせていただきました。

それから、石油系溶剤の残留によるやけど防止についても、従前同様記載させていただきました。

55～56ページにかけて「（一）経営方針の明確化・独自性の発揮」のところでは、営業者は、自店の経営能力や市場の状況を適切に把握し、それに見合ったサービスや顧客層を明確化することが重要であると書かせていただきました。

56ページの真ん中ぐらいに、特に小規模店は、経営診断を積極的に活用し、経営改善に取り組むことが必要であると書かせていただきました。この経営診断の事項は、以前は別の項目で書かせていただいていたんですけれども、この項目に移し変えたと理解していただければいいかと思っております。

続きまして「（二）サービスの見直しに及び向上に関する事項」では、前回とそれほど大きく変えてはいたのではありませんけれども、それぞれの店の経営方針に合わせて、競合店との違いを明確に打ち出すこと等に努め、付加価値を高めるようにすると書かせていただいております。

57ページ真ん中より上の方の「（四）情報通信技術を利用した新規顧客の獲得及び顧客の確保に関する事項」では、ダイレクトメールやインターネットの活用、クリーニングギフト券の普及に努めることが重要であると書かせていただいております。

また、個人情報適切な取扱いの件も追加させていただきました。

「（五）表示の適正化と苦情の適切な処理に関する事項」では、平成16年にクリーニング業法の一部改正がございまして、その中で洗濯物の受取り、引渡しの際には、処理方法についての説明の件と苦情申出先の明示が追加されておりますので、その部分を修正して、加えさせていただきました。

あと、わかりやすい表示の件とか、標準営業約款登録の事項を記載させていただきました。

58ページの下の方の「（六）従業員の資質の向上に関する事項」では、魅力ある職場をつくるために、営業者は資質向上のために職場内研修を充実させるとともに、今回新たに、クリーニング師研修への参加の事項も追加させていただきました。

59ページの真ん中辺り「二 営業者に対する支援に関する事項」の「1 組合及び連合会による営業者の支援」ですが「（一）衛生に関する知識及び意識向上に関する事項」と「（二）施設及び設備に改善に関する事項」のところは、ほとんど前回の指針と同じような書きぶりになっております。

60ページ「（三）利用者の利益の増進に関する事項」では、サービスの適正表示や苦情処理の対応マニュアルの作成等に加えて、今回、クリーニング物の誤配防止に係る品物管理システムの普及というところを加えさせていただきましたので、利用者の利益増進を図るところで記載させていただきました。

「（四）経営管理の合理化及び効率化に関する事項」では、ほとんど前回と同じような書きぶりになっております。

「（五）営業者及び従業員の技能の改善向上に関する事項」は、前回の内容にクリーニング師研修会の受講の支援の事項も加えさせていただきました。

60ページ一番下の「（六）事業の共同化及び協業化に関する事項」では、マシン・リング方式の指導及び協業化の推進及び指導について記載しております。この項目は、マシン・リング方式のところは、以前と項目を変えているということで、以前の指針にもあるところがございます。

マシン・リングシステムの件は、仕組みのようなものを参考資料2として付けさせていただきましたので、見ていただければと思います。

61ページの真ん中辺りの「（七）取引関係の改善に関する事項」は、ほかの指針の書きぶりとして

調整させていただいております。

「(八) 従業者の福祉の充実に関する事項」は、今回、医療保険、年金保険、労働保険の加入の啓発を追加させていただいております。

62ページ「2 行政施策及び政策金融による営業者の支援、利用者の信頼の向上」では、都道府県センター等が取り組む事項として、営業者に対する経営指導員、経営特別相談員による具体的な指導、助言等支援を行うことと、保健所等と連携し、新規開業者及び未加入事業者に対する組合加入促進を講じると書かせていただいております。

あと、全国指導センターの取組事項と国、都道府県に講じる支援は、前回とほとんど同様の書きぶりになっております。

62ページの最後に、日本政策金融公庫について書いておりますが、今年度は政策金融公庫の4つの機能が統合されて、10月1日から日本政策金融公庫が設立されまして、従来の生活衛生資金貸付についてはそのまま継承し、併せて営業所への支援や情報提供の事項についても追加させていただいております。

63ページ「第三 営業振興に際し配慮すべき事項」としましては、クリーニング業は水質汚染と土壌汚染等環境問題の課題が非常に多いということで、今回は環境保全というところで1つの項目を省エネと強化及びリサイクル対策の推進のところで、省エネは前回もお話しいましたけれども、1つの業種とかというわけではなくて、国民全体が取り組まなければならないというところで、京都議定書絡みというところもございまして、抜き出しております。

3番目の少子・高齢化社会等への対応では、ほかの業種の振興指針と並びを調整させていただきまして、補助犬法の対応のところも加えていただいております。

64ページ「四 地域との共生」についても、他の業種の振興指針と並びを調整させていただいております。

以上、クリーニング業の振興指針の概要でございます。

引き続きまして、79ページ「〇 一般飲食業（すし店営業）の振興指針の新旧対照表」を説明させていただきます。

まず、目次と前文については、先ほどのクリーニング業とほとんど同様でございます。

80～81ページにかける「一 すし店営業を取り巻く環境」は、前回の指針とかなり似たような感じでございまして、経済の先行き不安感、交際費の減少、回転ずしの増加、持ち帰り専門店が増加等により、経営環境は大きく変化しているということと、中に施設数の推移の数値を挙げて、最近の偽装表示等の安全・安心に関して、消費者の関心はより一層高くなっていることも強調させていただきまして、一方、すしの国際的な人気の高まりということと、国内での根強い人気があるということも加えていただきました。

81～82ページにかける「二 今後五年間（平成二十五年末まで）における営業の振興の目標」に関する事項では、消費者に納得と安心感を提供するため、産地等の情報提供に努め、高級で高いというイメージを払拭するための表示や会計の明瞭化等で、店に入りやすい工夫に努める。また、消費者の要望に合ったメニューの開発も必要であるということを書かせていただいております。

83ページ「(一) 日常の衛生管理に関する事項」は、基本的に飲食店ですので、食中毒防止のための衛生状態の確保についてということかなり強調して書かせていただいております。

84ページ「(一) 経営方針の明確化及び独自性の発揮に関する事項」は、前回の指針とそれほど変わってはいないのですが、明確化し、立地条件等を把握し、経営方針を明確化する必要があり、経営診断の書きぶり等は、今回のほかの業種の指針と同じように書かせていただいております。

84ページの最後の行の「(二) サービスの見直し及び向上に関する事項」と85ページにかけるとは、清潔で入りやすい雰囲気づくり、消費者の健康に配慮したメニューや昼食のメニューの開発などは前回の指針と同じでありますけれども、今回は食材を盛り付ける器の工夫とか、四季折々の季節行事に合わせたすしの開発、PRが望まれると書かせていただいております。

四季折々というのは、季節のときの恵方巻きを全国でいろいろやっているということイメージして書かせていただきました。

85ページの下の「(三) 施設及び設備に改善に関する事項」は、バリアフリー対策や省エネに対応した冷凍・冷蔵設備の導入、受動喫煙防止の措置に関しては、前回と同じように記載させていただいております。

86ページ「(四) 情報通信技術等を利用した新規顧客の獲得や顧客の確保に関する事項」も、ほかの業種の書きぶりと同じように調整させていただきまして、特にすし組合が取り組んでおりますすし券事業の活用についても、従前どおり記載させていただいております。

「(五) 表示の適正化と苦情の適切な処理に関する事項」では、わかりやすいメニュー表示、産地表示、天然と養殖の別表示、食事バランスガイドの活用による総カロリー表示等、飲食関係ならではの取組のことを記載させていただいております。それと、苦情対応の券も記載させていただいております。

87ページ「(六) 人材育成及び自己啓発の推進に関する事項」では、前回の指針と同じような書きぶりになっております。

88ページ「二 営業者に対する支援に関する事項」の「1 組合及び連合会による営業者の支援」は、大体前回の指針と今まで説明してきた4つの他の業種の振興指針の書きぶりほとんど同じでございます。

その中で、90ページの「(十) 食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事項」ということで、これは飲食関係の指針にしか載せていない事項でございますが、一昨年の飲食業の振興指針から載せています。近年の産地偽装が基準を超えた農薬等による違反食品の増加等により、国民の食品に対する安心・安全の関心が高まっているところを踏まえ、組合も行政と連携し、食に関する情報を収集し、事業者に提供する必要があるということで、特に1項目設けて書かせていただいております。

「2 行政施策及び政策金融による営業者の支援並びに消費者の信頼の向上」も、今回説明したほかの4つの業種とほとんど同じようなところと違いますが、都道府県の施策で風評被害への適切な対応を加えております。去年なども、中国ギョウザの問題で中華料理の風評被害があったという話もありますので、その辺のところも書かせていただいております。

91ページの「第三 営業の振興に際し配慮すべき事項」としまして、この辺も今までの理容、美容、クリーニング業のサービス業と違って、飲食関係ということで、食品リサイクルとか、食育の対応とか、また禁煙等の対応に項目を立てまして、書かせていただいております。

この辺のところは、今までのサービス業とはかなり違った書きぶりになっております。

5/12

○高橋委員 分科会長、いいですか。ここではおわかりになっても、読むのは一般の組合員です。

から、私はやはり適正な日本語でわかるように使うべきではないかと思います。そんな難しい言葉は使わないで、私は頭が悪いので、はっきり言ってわかりませんから、だれでもわかるようなことでね。

○長見委員長 ですから、それを括弧して書いていけばいいわけです。地方自治体はすごくそれをやっています。

○高橋委員 それを教えてもらって、わかりやすくしてもらわないとわからないんですよ。

○長見委員 厚生労働省さんはきちんとわかっていらっしゃるから、書いてくださいます。

○井原分科会長 原田副会長、どうぞ。

○原田副会長 今、御指摘いただいた片仮名で書くというのは、常識になっているかもしれませんが。

○長見委員 ですから、片仮名ではなくて、括弧してきちんと日本語を書けばいいんですよ。

○原田副会長 3Rだとわからないという人も出てくるかもしれません。

○長見委員 ですから、それを推進して、何と何という日本語を書けばいいんですよ。

○原田副会長 削減、再利用、リサイクルではいけないんですか。

○長見委員 それは別に。ただ、決まった文言が既にあって、地方自治体などはそれをずっとうたっているのと同じようにそろえていた方がいいのではないかということです。別の言葉を使わなくても、日本語できちんと書いていますから、大丈夫です。

○佐藤委員 済みません、1つ、そういう3Rというのは、何でも横文字にして、本当にいっぱいあってややこしいというのは、確かにあると思います。これはやはり1つの運動として広めようというお考えがあって、いろいろ出ていると思うんですね。ですから、そういう意味では、知らない人れば意味がたまりませんという意図で書くことは有効かもしれませんが、ただ、理解がきちんとできなければ意味がたまりません、それはそれで日本語でも併記するなり、何なりということ

をされたらいいのではないかと思います。

○井原分科会長 そうすると、具体的に3つの言葉を並べた方がいいのか、それとも減量化というのを強調するのか。どちらを推進しようとしているんですか。

○長見委員 当然だと思います。減量化という、また何と何を減量するかの説明をしなければいけないではないですか。減量化でもいいんですけれどもね。

○井原分科会長 今日、私は初めてそれを勉強させていただきました。

○長見委員 ごみの回収が有料になってきているところが、ごみ処理の問題で一番大きな原因ですね。それだけではなくて、それは環境、CO2の排出量を減らすとか、全部あるわけですし、クリーニング事業者さんも、原油の価格高騰に当たって、ポリ袋などのコスト負担が大きいわけですからね。

○井原分科会長 事務局として、そここのところの表現はどうですか。

○松岡課長 1つのやり方としては「ハンガー、ポリ容器資材等の3R」と書いて、括弧で「減量化、再利用、リサイクル」と入れるのが方法かと思います。

○長見委員 それでわかると思うんですけどもね。

○井原分科会長 それでいいですか。

○井上委員 3Rの啓発もできるのではないですかね。

○井原分科会長 私は初めて知りましたからね。それで今日はちょっと勉強になりましたね。

では、そのようなことでいいですか。

○井上委員 いいです。

○井原分科会長 では、そのようにさせていただきます。

中村委員、どうぞ。

○藤野委員 81ページなんですが「健康的な食品として世界各地で関心が高まり」とあるんですが、一般の人がこれを読むとどういうイメージなのかと、余りよくわからないんですね。欧米でこの5年間、例えば5年前には約1万点の日本料理店が世界にあった。これがなんとこの5年間に増えて、2万5,000点を突破するような事態になってきた。その6割がおすし屋さんなんです。

そこで、なぜおすし屋さんが世界中でそんなに人気があるか。1つには、非常にファッショナブルである。おすしを食べることがファッショナブル。それから、メタボに非常にいい。もう一つは、アンチエイジングに非常にいい。この3つの要素なんですね。そういう意味では、この3つの要素で世界的に認められるということを書きこんであげた方が、一般の組合にはわかりやすいのではないかなと思うんです。

もう一点は「食品の安全や安心及び原産地等の情報に関して消費者の関心が高まって」とあるんですが、これはそのとおりで、それにどうやって応えるのかということ、実は我々は、厚生労働省さんの食品衛生法だけ守っていればいいのかと、農林省のJAS法さんもある、公正取引委員会の景品表示法ですとか、いろいろな法律を全部守らないと消費者のニーズに応えられないかもしれないのかどうか。多少のことを言うてはまずいいのか、でも我々の一般の営業として、もう既に、例えば今、おせちを出していますね。従来は表示の順番が、イセエビ、アワビ、ヒラメ、タイとか、一番買いたくなるような、消費者がおいしいと思うような順番に書いていた。ところが、JAS法によると重量順でなければいけないということ、きんとんが一番重いのでおしいも、かまぼこが多いので、魚のすり身。そのように全く興味はどうなのかと思うような表示をしなければいけない。このようにどんどん変わってきているわけですね。

ですから、一般の組合員はそういうことをしなければならぬんですから、多省庁にまたがることも、この営業指針の中に入れた方がよろしいのではないかなと、実はちょっと思うんです。せっかくすしの理事長がおられるのに、私がそういうことを言うては申し訳ないんですけども、よろしく願います。

○井原分科会長 済みません、今はとにかくクリーニング業の方を片付けたいんです。それで今話を続けたいと思います。

クリーニング業に関しては、あと何かございますでしょうか。

○井上委員 59ページの下から2行目です。「衛生生水準」と「生」が2つあるので、修正してください。

○久保田補佐 わかりました。済みません。

○井原分科会長 あとはよろしいでしょうか。

それでは、クリーニング業の修正箇所をもう一度整理したいと思います。

ページの若い方の最初から言いますと、56ページの「により」が2つ重なるという文章の話です。

57ページの最初の方で「及び」が非常に多いということ。

9/12

それと、先ほどの健康的なところの議論で「ファッショナブル」という言葉なんですけれども、おすしのフカシヨナブルという料理はイタリア料理はオリーブオイルとか、世間でおすし

藤野委員　それはアメリカの話です。日本での話ではないです。

話し出すと長くなるんですが、大体以上のようなところでまとめさせていただきます。

- 井原分科会長 ありがとうございました。
それでは、御意見をいろいろいただきましたが、その部分の修正については、私に御一任いただきまして、詳細は私と事務局の間で調整させていただくという形で収めさせていただくということでしょうでしょうか。
(「はい」と声あり)
- 井原分科会長 それでは、このような処理の仕方を前提といたしまして、この振興指針の改正案を了承すると議決したいと思います。どうもありがとうございました。
(「ありがとうございます」と声あり)
- 井原分科会長 それでは、事務局より、今後の段取りにつきまして、お話をお願いいたします。
- 久保田補佐 それでは、これで今回予定しておりました理容業、美容業、興行場営業、クリーニング業、すし店営業の5業種の審議を終了いたします。これから若干修正等がございますけれども、座長と御相談させていただきます。
- 今後、審議会に答申いたしまして、パブリック・コメントを経て、来年の2月ごろに官報に掲載されることになるかと思いますが、そういう予定になっております。
- 以上でございます。
- 井原分科会長 それでは、これで本日の議事を終了いたします。
その他、事務局から何かございますか。
- 久保田補佐 特にございません。
- 井原分科会長 それでは、これをもちまして、本日の「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を終了させていただきます。どうもありがとうございました。